

第361回兵庫県議会提出議案審査参考資料

1 令和4年度関係

(1) 第136号議案

令和4年度兵庫県病院事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・ P. 2

2 令和5年度関係

(1) 第25号議案

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正
する条例（関係部分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4

1 令和4年度関係

(1) 第136号議案 令和4年度兵庫県病院事業会計補正予算(第2号)

令和4年度補正予算計上予定額の概要

(単位:千円)

事項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要						
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源							
収益的収支	168,616,664	4,426,367	56,565	3,846,357	294,500	228,945							
区 分	単位	県立10病院 1附属診療所	指定管理病院		病院事業計								
			災害医療 センター	リハビリテー ション2病院									
稼動病床数	既決予定量 補正予定量 合計	床	3,830 0 3,830	30 0 30	430 0 430	4,290 0 4,290							
延患者数	入院患者数 (1日平均)	人	既決予定量	1,081,147 (2,962)	8,924 (24)	123,301 (337)	1,213,372 (3,323)						
			補正予定量	△ 48,502 (△ 133)	△ 448 (△ 1)	△ 4,214 (△ 11)	△ 53,164 (△ 145)						
			合計	1,032,645 (2,829)	8,476 (23)	119,087 (326)	1,160,208 (3,178)						
	外来患者数 (1日平均)	人	既決予定量	1,732,161 (7,128)	157 (1)	65,508 (270)	1,797,826 (7,399)						
			補正予定量	△ 72,789 (△ 299)	615 (1)	727 (2)	△ 71,447 (△ 296)						
			合計	1,659,372 (6,829)	772 (2)	66,235 (272)	1,726,379 (7,103)						
事業収益	既決予定額	千円	157,104,716	853,276 <2,302,112>	1,099,213 <6,671,223>	159,057,205							
	補正予定額	千円	4,117,946	△ 16,102 <△ 7,220>	△ 39,808 <388,036>	4,062,036							
	合計	千円	161,222,662	837,174 <2,294,892>	1,059,405 <7,059,259>	163,119,241							
	【主な増減理由】 (1) 入院収益 84,477 → 84,258百万円 (△219百万円) 延患者数△53,164人 単価+3,360円 (2) 外来収益 38,011 → 38,147百万円 (+136百万円) 延患者数△71,447人 単価 +971円 (3) 医業外収益 15,781 → 19,459百万円 (+3,678百万円) 新型コロナウイルス感染症空床補償補助金 (R4当初:5,943→R4決見:9,614(+3,671百万円))の増 (4) 特別利益 1,438 → 2,311百万円 (+873百万円) 旧姫路循環器病センター建物等除却に対応した特別利益の増												
事業費用	既決予定額	千円	166,664,175	853,276 <2,302,112>	1,099,213 <6,670,879>	168,616,664							
	補正予定額	千円	4,482,277	△ 16,102 <△ 23,022>	△ 39,808 <404,603>	4,426,367							
	合計	千円	171,146,452	837,174 <2,279,090>	1,059,405 <7,075,482>	173,043,031							
	【主な増減理由】 (1) 材料費 41,200 → 44,642百万円 (+3,442百万円) ※棚卸分除き 物価高騰や高額薬品の使用増に伴う薬品費・診療材料費の増 (2) 経費 25,232 → 27,742百万円 (+2,510百万円) 光熱水費の増、はりま姫路総合医療センター開院準備経費の増												
純損益 (棚卸除き)	既決予定額	千円	△ 9,559,459	0 <0>	0 <344>	△ 9,559,459							
	補正予定額	千円	235,669	0 <15,802>	0 <△ 16,567>	235,669							
	合計	千円	△ 9,323,790	0 <15,802>	0 <△ 16,223>	△ 9,323,790							
経常損益 (棚卸除き)	既決予定額	千円	△ 4,685,087	0 <0>	0 <344>	△ 4,685,087							
	補正予定額	千円	△ 412,380	0 <15,802>	0 <△ 16,567>	△ 412,380							
	合計	千円	△ 5,097,467	0 <15,802>	0 <△ 16,223>	△ 5,097,467							
※1 事業費用(県立10病院・1附属診療所)の補正予定額には、令和4年度末の棚卸分を追加予算計上(600,000千円)。棚卸分は、令和5年度に費用化 ※2 下段〈〉書きは指定管理病院の予算を記載 【県立10病院・1附属診療所経常損益】 (単位:千円)													
病院名	尼崎	西宮	加古川	姫路	丹波	淡路	こころ	こども	がん	粒子線			合計
										粒子線	神戸陽子線	計	
経常損益	913,895	△ 113,886	1,144,947	△ 4,406,622	△ 950	△ 331,185	37,528	△ 482,751	△ 264,025	△ 951,560	△ 642,858	△ 1,594,418	△ 5,097,467

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
資本の収支	23,992,921	△ 2,936,898	15,565	△132,473	△ 2,490,500	△ 1,780	(内部留保資金) △327,710

(支出区分内訳)

区 分	資本の支出	建設改良費	企業債 償還金	投資
既決予定額	23,992,921	13,366,059	10,314,572	312,290
補正予定額	△ 2,936,898	△ 2,657,358	△ 148,480	△ 131,060
合計	21,056,023	10,708,701	10,166,092	181,230

(財源内訳)

区 分	資本の支出	財源内訳			
		国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
既決予定額	23,992,921	0	698,700	12,658,500	7,242,432
補正予定額	△ 2,936,898	15,565	△ 132,473	△ 2,490,500	△ 1,780
合計	21,056,023	15,565	566,227	10,168,000	7,240,652

1 建設改良費	△ 2,657,358	
(1)建設改良工事費		△ 2,996,176
①県立西宮総合医療センター(仮称)整備費		△ 2,984,312
②県立がんセンター建替整備費		△ 11,864
(2)固定資産購入費		340,772
(3)建設利息		△ 1,954
2 企業債償還金	△ 148,480	
企業債償還額精査に伴う減		
3 投資	△ 131,060	
(1)粒子線治療料貸付金	△ 57,660 (86,490 →	28,830)
(2)医師修学資金貸付金	△ 49,800 (124,200 →	74,400)
(3)看護師修学資金貸付金	△ 23,600 (81,600 →	58,000)

2 令和5年度関係

(1) 第25号議案 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（関係部分）

ア 概要

兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける稼働病床数の増加等診療機能の充実を図るため、兵庫県病院事業職員定数条例を改正し、常時従事する職員の定数を現行7,474人から7,675人に増員する（本則第1条）。

現 行①	改正後②	差引②-①
7,474 人	7,675 人	+201 人

イ 改正内容

- (ア) 兵庫県立はりま姫路総合医療センターのフルオープン(稼働病床数増加+96床)に伴う増員 [+117 人]
- (イ) 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）の開設準備に伴う増員(令和8年度開設予定) [+3 人]
- (ウ) 兵庫県立こども病院の救急患者や重症患者の受け入れ促進のための稼働病床の増床(+8床)に伴う増員 [+14 人]
- (エ) 診療報酬基準・医療ニーズへの適切な対応に伴う体制整備等に伴う増員 [+22 人]
- (オ) 育休者等の代替職員の増加に伴う増員 [+45 人]

ウ 施行期日

令和5年4月1日

2 月定例会提出議案（条例等関係）について

兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

博物館法が一部改正され、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直し、地方公共団体、一般社団法人等に限定していた博物館の設置者要件が改められるなど、規定が整備された。

旅館業法施行条例及び動物の愛護及び管理に関する条例においては、従来より博物館法で規定されている「博物館」及び「博物館に相当する施設」を引用しているため、博物館法改正後に齟齬が生じないように、必要な整備を行う。

(1) 条例における博物館法引用の概要

ア 旅館業法施行条例

旅館業許可申請に係る施設の設置場所が、学校等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100 メートルの範囲にある場合で、旅館の設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認める場合は、許可を与えないことができるとされており、その対象施設のひとつとして、「博物館」及び「博物館に相当する施設」を規定している。

イ 動物の愛護及び管理に関する条例

実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないが、博物館法で規定する「博物館」及び「博物館に相当する施設」において実験動物を飼養し、又は保管しようとする場合は、この限りではないと規定している。

(2) 改正の概要

ア 旅館業法施行条例

第 8 条第 1 項第 2 号中「博物館に相当する施設」を「指定施設」に、「第 29 条」を「第 31 条第 2 項」に改める。

イ 動物の愛護及び管理に関する条例

第 25 条第 1 項第 2 号中「第 29 条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの」を「第 31 条第 2 項に規定する指定施設」に改める。

※改正博物館法

第 31 条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定す

ることができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
 - 二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）
 - 三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

(3) 施行期日

令和5年4月1日

2月定例会提出議案（条例等関係）について

【令和4年度関係】

1 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金の債権放棄

尼崎市ほか8市に貸し付けた阪神・淡路大震災における災害援護資金に係る貸付金について、令和5年3月31日を債権放棄基準日（以下「基準日」という。）として、基準日までに各市が借受人に対して債権放棄を行った額の3分の1について放棄しようとする。

(1) 放棄する債権

阪神・淡路大震災における災害援護資金に係る貸付金のうち、(2)の各市が借受人に対して債権放棄を行った額の3分の1

(2) 債権放棄の相手方

尼崎市ほか8市

(内訳)

市名	債権額	債権放棄額
尼崎市	97,767,586円	32,589,195円
明石市	31,729,855円	10,576,618円
西宮市	231,030,343円	77,010,114円
洲本市	6,031,881円	2,010,627円
芦屋市	72,220,058円	24,073,352円
伊丹市	31,547,659円	10,515,886円
宝塚市	64,874,912円	21,624,970円
川西市	17,694,096円	5,898,032円
淡路市	70,040,596円	23,346,865円
合計	622,936,986円	207,645,659円

※金額は令和4年12月末時点

2月定例会提出議案（条例等関係）について

【令和5年度関係】

1 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

介護支援専門員実務研修受講試験の問題作成を全都道府県から受託している（公財）社会福祉振興・試験センターより、当該試験の問題作成事務に係る受託単価改定の申し出があったことから、介護保険法に関する手数料について所要の整備を行う。

(1) 改正の概要

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を、1,400円（現行：1,800円）に改定する（別表第4関係）。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

2 兵庫県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

(1) 制定の概要

子ども・子育て支援法の引用条文を改める（第1条関係）。

現 行
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第4項</u> の規定に基づき、兵庫県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
改 正 案
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第4項</u> の規定に基づき、兵庫県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

3 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター	大阪市城東区東中浜1丁目5番1号 社会医療法人大道会 理事長 大道 道大	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 長年にわたる脳性麻痺等の肢体不自由児者に対する診療やリハビリテーション治療の提供、医療ソーシャルワーカーによる障害児者やその家族に対する支援業務等の優れた実績を有しており、センター開設以降も指定管理者として適切に管理運営している。 (2) 当該施設は無床診療所であるため、患者に入院による集中リハビリや手術が必要な場合、これに対応可能な病院と連携する必要があるが、社会医療法人大道会が運営するボバース記念病院は、センターに近接するとともに、乳児から高齢者まで幅広い年齢を対象に継続的な治療を行っており、相互の連携を通じたセンターの発展が期待できる。	
兵庫県こころのケアセンター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 理事長 五百旗頭 真	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) こころのケアセンターの前身である「こころのケア研究所」(平成12～15年度)以来センターを一貫して管理運営しており、本県の取組と方向性を一にしている。 (2) センターの開設以来、専門的な研究、診察及び相談事業等に取り組んでいる。こころのケアを専門とする精神科医が少ない中、当該分野の第一人者で、かつ震災を契機としたこれまでの本県の取組の中心的役割を果たす精神科医など、センターの管理運営に不可欠な人材を擁している。	